

松崎町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、松崎町議会議員（以下「議員」という。）が、議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、議員が町民から信頼される基盤を作り、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条では、条例が規定している概要及び制定の目的を明らかにするため定めています。

議員は、選挙で選ばれた公職者であり、町民全体の奉仕者として高い倫理観を保持し、地位を利用して民意を損なう行為を慎むなど、議員が遵守すべき政治倫理基準を明文化することは町民と議会の約束であり、町民と議会の信頼関係の基盤となるものです。町民と議会の関係をより強固なものにすることで、議会及び町政に対する町民の信頼を確保し、民主的な町政の運営及び発展に寄与することを目的として定めています。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の代表者として求められる人格と倫理を自覚し、政治家の良心と責任感をもって政治活動を行い、町民の信頼を損ねることがないよう努めなければならない。

2 議員は、政治倫理について常に真摯かつ誠実に自らの責任を明確にし、町民に対して説明責任を果たさなければならない。

【解説】

第2条では、議員の責務を定めています。

第1項では、町民の代表者として求められる人格と倫理を自覚し、政治家の良心と責任感をもって政治活動を行い、町民の信頼を損ねることがないよう努めます。

第2項では、議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、説明責任を果たす政治倫理の原点を定めています。

(政治倫理の基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民の代表者として、また、公職にある者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
- (2) 公職にある者としての発言又は情報発信（議会報告会、チラシ、ウェブサイト等）において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。
- (3) 政治活動に関し、個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附行為をしないこと。また、その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。
- (4) 町が行う許認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利となるようなあっせん等の働きかけをしないこと。
- (5) 町の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、不当な関与をしないこと。
- (6) 町の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (7) その地位を利用した嫌がらせ、強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。
- (8) 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

【解説】

第3条では、議員の政治倫理の基準を各号で定めています。

第1号では、町民の代表としてふさわしくない、品位や名誉を損ねる行為や公職として不正が疑われる行為等をしないこと

第2号では、SNS等で、誹謗中傷、差別、侮辱的な表現を含む不適切な書き込みを行う行為等をしないこと

第3号では、政治資金規正法に抵触する疑いがある寄附行為や公正を疑われるような金品のやりとりや接待の供応等をしないこと

第4号では、指名入札における指名業者として斡旋する等、贈収賄を疑われる行為や許認可権を不当に行使するよう強制する行為等をしないこと

第5号では、町の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、特定の人に有利となる働きかけをする行為等をしないこと

第6号では、町の職員に対し、威圧的態度をもって、関係資料を請求する行為等をしないこと

第7号では、パワーハラスメントなど、地位を不当に行使した嫌がらせ行為等をしないこと

第8号では、あらゆる差別やハラスメント行為全般、その他人権を侵害するような行為をしないこと

(就業報告)

第4条 議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体を除く。以下「法人等」という。）の取締役、執行役、監査役、若しくはこれらに準ずる職に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止した時又は職を辞した時も同様とする。

- (1) 収益事業を営む法人等
- (2) 町の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 町から補助金を受け、又は受けようとする法人等

【解説】

第4条では、議員の就業報告について定めています。

報告が必要な議員は、自ら営業を営んでいる議員と法人等で一定の役職以上にある議員です。

議員は、地方自治法第92条の2で禁止されている事項を除き、兼業は認められていますが、町民の信頼に値する高い倫理性を持つことを求められていることから、あらかじめ就業の実態について明らかにすることを規定しています。

(審査の請求手続)

第5条 議員は、第2条第2項及び第3条に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、当該疑いがあることを証する資料等を添え、議員の連署をもって、議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

2 前項に規定する審査請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、特別な事情があるときとは、この限りでない。

【解説】

第5条では、審査の請求手続を定めています。

議員が第2条第2項で規定する議員の説明責任と第3条で規定する政治倫理基準に違反している疑いがあるとき、これに関する審査を求める際の要件を規定しています。なお、詳細については、施行規則で定めています。

【署名について】

議員の連署という要件は、地方自治法第135条に定められている懲罰動議議員定数の1/8以上（松崎町議会の場合は、議員定数8名なので、請求者議員以外の1名以上の議員との署名により請求可能。その為、連署と表記）を根拠に規定をしました。

【当該疑いがあることを証する資料等について】

審査請求にあたっては、議員が政治倫理条例に違反している疑いを証明する資料を添付することとなっています。なお、この資料は客観的に判断できる資料等で、出所が明らかである書類や映像記録、音声記録、会議録等でなければならない、主観的なものや恣意的なものは資料として適当と認められません。

【その他】

審査請求は、特別な事情がある場合を除き、倫理条例に違反する疑いが行われたとされる日から起算して、1年以内に行わなければならないものとしています。また、施行規則に記載されているとおり、請求に関して、諸要件を満たしているか確認を行い、満たされていない場合で補正が可能であれば補正後に受理されますが、補正ができない場合や審査請求の対象とならない事件に対する請求については、審査請求は却下となり、その旨を請求者に通知することとしています。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条に規定する審査請求が適当であると認めるときは、速やかに議会運営委員会（松崎町議会委員会条例（昭和63年松崎町条例第7号。以下「委員会条例」という。）第3条の2に規定する委員会をいう。）に報告し、当該請求を受理した日から1月以内に、議会に松崎町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該事案について審査を付託するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに前条の規定により審査請求を行った者（以下「審査請求者」という。）及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

3 審査会の委員は5人以内とし、議長が公正を期して議員のうちから指名する。ただし、審査請求者及び審査対象議員は委員となることはできない。

4 委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議会に報告した日までとする。

【解説】

第6条では、審査会の設置を定めています。

第5条に基づき提出された審査請求書が適当な内容であると認められたときは、審査会を設置（議決を要しない）し、速やかに事案について審査することを規定しています。審査会が設置された場合は、審査請求者と審査の対象議員に対し、審査会が設置されたことを通知することとなっています。

この審査会の委員は、議長が議員の中から5名以内（できる限り5名に近い数）で指名しますが、公正を期するため、審査請求を行った議員と審査の対象となった議員は審査会の委員となることはできません。審査会委員は、審査が終了し、審査の結果について議会（議会運営委員会等）へ報告した日をもって任期を終了します。

(議長職務の代行)

第7条 議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長が共に審査対象議員となったときは議会運営委員会の委員長がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

【解説】

第7条では、議長職務の代行を定めています。

議長が、審査対象議員となったときには、副議長がこの条例に規定する議長の職務を行います。議長と副議長が審査対象議員となったときには、議会運営委員会の委員長がこの条例の規定する議長の職務を行います。

(審査会による審査)

第8条 審査会は、第2条第2項及び第3条に違反する行為の存否について調査し、審査対象議員に対する措置を審査する。

【解説】

第8条では、審査会による審査を定めています。

審査会は、審査請求書に記された、第2条第2項で規定する議員の説明責任、又は第3条で規定する政治倫理基準に違反している疑いについて、違反している行為が存在したか否かを確認し、その結果に応じて、審査対象となった議員に対する措置を審査することとなっています。

※措置の例 **【審査対象議員への措置】** 議長による厳重注意、条例の規定を遵守させるための警告、陳謝文の提出及び議場での朗読、一定期間の出席停止の勧告、議会役職の辞任勧告、議員の辞職勧告等

(審査会の会議)

- 第9条 審査会の会議は、委員長の選任その他審査会の運営に関する事項について、委員会条例第5条から第16条までの規定及び第18条の規定を準用する。
- 2 審査会は、審査に必要と認めるときは、有識者等に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。
 - 3 審査請求者及び審査対象議員は、審査会から会議への出席要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求められたときは、これに従い、かつ、誠実に対応しなければならない。
 - 4 審査対象議員は、審査会に対し口頭又は書面をもって弁明する機会を請求することができる。
 - 5 審査会は、前項の規定による請求があったときは、当該議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
 - 6 委員は、審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
 - 8 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

【解説】

第9条では、審査の会議を定めています。

審査会の基本的な運営は、町が既に定めている委員会条例の規定を準用し、その他、条例に定めのない事項は、審査会で協議し定めることとなっています。

第2項では、審査会委員のみで審査を行うことが困難な場合に、有識者等に会議への出席を求めて意見聴取（地方自治法第100条の2専門的知見の活用）ができること

第3項では、審査請求者と審査対象議員は審査にあたり、会議への出席や必要な資料、情報の提供等、誠実に対応しなければならないことが明記されています。

第4・5項では、審査対象議員の権利としては、審査会に対する弁明機会（口頭又は文書）が設けられています。

第6項では、守秘義務の関係

第7項では、適切な職務の関係

第8項では、審査の運営に関して定めています。

(審査結果の報告及び通知)

第10条 審査会の委員長は、審査が終了したときは、速やかに審査結果を書面にて議長に提出するとともに、議会に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定により審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査請求者及び審査対象議員に対して審査結果を通知しなければならない。

【解説】

第10条では、審査結果の報告と通知を定めています。

第1項では、審査会による審査が終了した後、委員長により審査結果が議長へ提出され、その後、議会（議会運営委員会等）へ審査結果を報告することとなります。なお、審査会はこの報告が終了した日に解散されます。

第2項では、議長は、委員長による審査結果を受理した後に、審査請求者と審査対象議員に対して審査結果を通知することとなっています。

(意見書の提出)

第11条 審査対象議員は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、審査結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、議長に対して意見書を提出することができる。

【解説】

第11条では、意見書の提出を定めています。

第10条第2項の規定により、議長から審査結果を通知された審査対象議員の意見書の提出機会が規定されています。審査結果に対する意見書を提出したい場合、通知のあった日の翌日から2週間以内であれば、議長に対し意見書の提出が可能となっています。

(審査結果等の公表)

第12条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。この場合において、前条の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の全部又はその一部を公表するものとする。

【解説】

第12条では、審査会で取り扱った審査請求やその審査結果について、公表することを定めています。

公表の方法としては、議会ホームページや広報紙等を用いて行います。また、第11条で規定されている、審査対象議員からの意見書が提出された場合は、合わせて意見書の全部（個人情報等、公表が望ましくない箇所を除く）を公表することとなっています。

(議会の措置)

第13条 議会は、審査会から受けた報告事項を尊重し、議会の品位を保持し、町民の信頼を回復するために必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長は、議会が前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

【解説】

第13条では、議会の措置を定めています。

議会（議会運営委員会等）は、審査結果を尊重し、議会の品位や信頼回復のための措置を決定します。措置については、事案により様々なものが想定されますが、審査対象議員に対して行う措置のほか、議会としての名誉回復方策や条例遵守への対応策等に関するものなど、議会が行う措置も含まれます。

第2項では、これらの措置を講じた場合に、議会ホームページや町議会だより等を用いて公表し、広く説明責任を果たしていくことを目的に規定しています。

※措置の例 **【議会としての措置】** 松崎町議会としての会見、疑惑の払拭に関する広報、再発防止策や条例遵守の決議等

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

【解説】

第14条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしており、松崎町議会議員政治倫理条例施行規則により、様式や諸手続きなどについて定めるものです。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。